

# 東京都公報

発行 東京都

合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年十一月二十七日 次

## 一 組合の名称

東京都知事 小池百合子

## 一 組合の名称

東京都知事 小池百合子

小山三丁目第1地区市街地再開発組合  
令和七年十一月二十七日から令和十七年九月三十日まで

## 二 事業施行期間

## 二 事業施行期間

令和四年六月二十四日から令和十一年八月三十一日まで  
令和七年十一月二十七日から令和十二年三月三十一日まで延長する。

## 三 施行地区

## 三 施行地区

○市街地再開発組合の設立認可

(都市整備局市街地整備部再開発課) 一

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

(同) 一

○宅地建物取引業法による行政処分

(住宅政策本部民間住宅部不動産業課) 一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)

(環境局環境改善部化学物質対策課) 二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)

(同) 二

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(四件)

(建設局道路管理部監督指導課) 八

○消防法に基づく命令(二件)

(東京消防庁) 三

## 公 告

令和七年十一月二十七日

## ●東京都告示第千六十八号

都市市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号) 第十一条

第一項の規定に基づき小山三丁目第1地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

## 公 告

令和七年十一月二十七日

## ●東京都告示第千六十九号

都市市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八

第一項の規定に基づき赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

## 公 告

令和七年十一月二十七日

## ●東京都告示第千七十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

東京都知事 小池百合子

## 一 被処分者

(一) 商号 日廣商事株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤宗 力

(三) 主たる事務所の所在地 府中市本町一丁目十二番地二大国ビル  
一階

(四) 免許証番号 東京都知事(10)第四七六九八号

(五) 免許年月日 令和五年七月二十五日

二 処分年月日 令和七年十一月十八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

## ◎東京都告示第千七十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

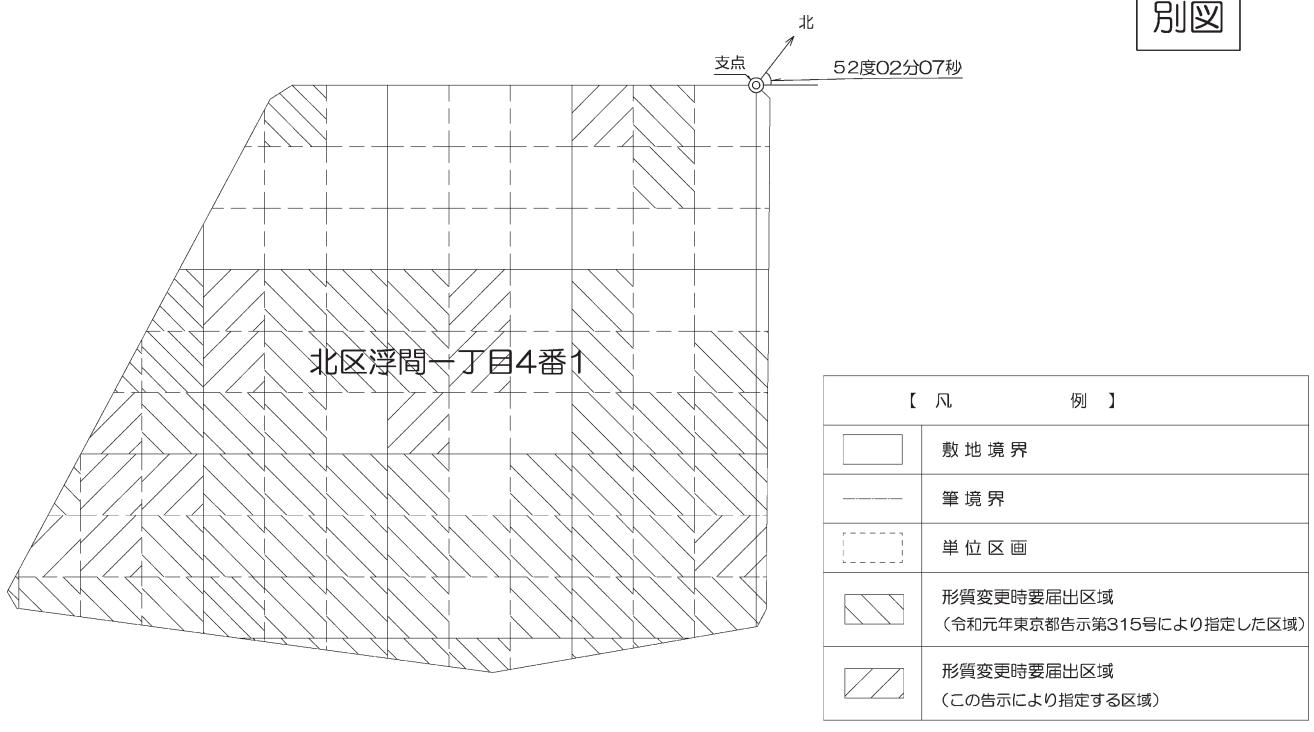
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、クロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



## 【格子の回転角度（52度02分07秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 【支点】

支点は、北区浮間一丁目4番1の最北端とする。

● 東京都告示第千七十二号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区大岡山  
二丁目及び大田区石川町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふつ素及びその  
化合物

## 【凡例】

- 単位区画
- ..... 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

## 【格子の回転角度】

7度54分43.56秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 【起点】

起点は、次の座標とする。

X座標: -43705.586

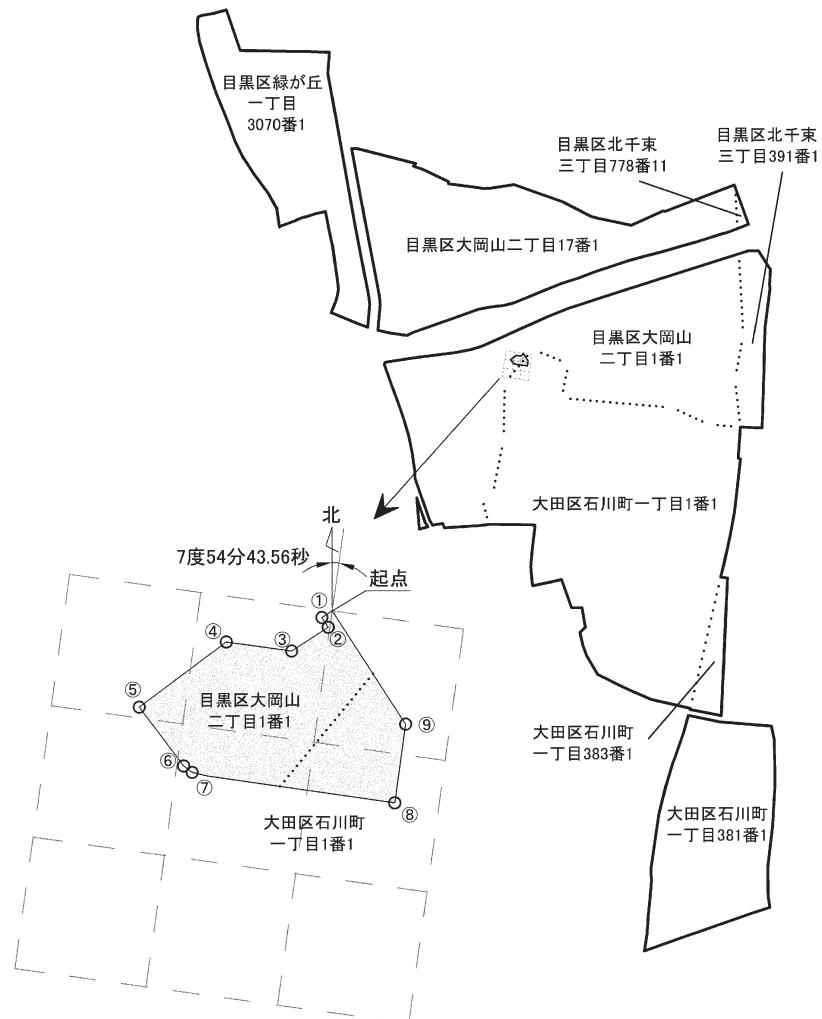
Y座標: -13703.356

## 【座標値一覧】

|   | X座標        | Y座標        |
|---|------------|------------|
| ① | -43706.086 | -13704.127 |
| ② | -43706.824 | -13703.648 |
| ③ | -43708.615 | -13706.407 |
| ④ | -43707.930 | -13711.341 |
| ⑤ | -43712.845 | -13717.910 |
| ⑥ | -43717.277 | -13714.555 |
| ⑦ | -43717.761 | -13713.919 |
| ⑧ | -43720.053 | -13698.632 |
| ⑨ | -43714.122 | -13697.810 |

※起点及び各座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

別図



## ● 東京都告示第千七十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條  
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といふ。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

東京都知事 小池百合子

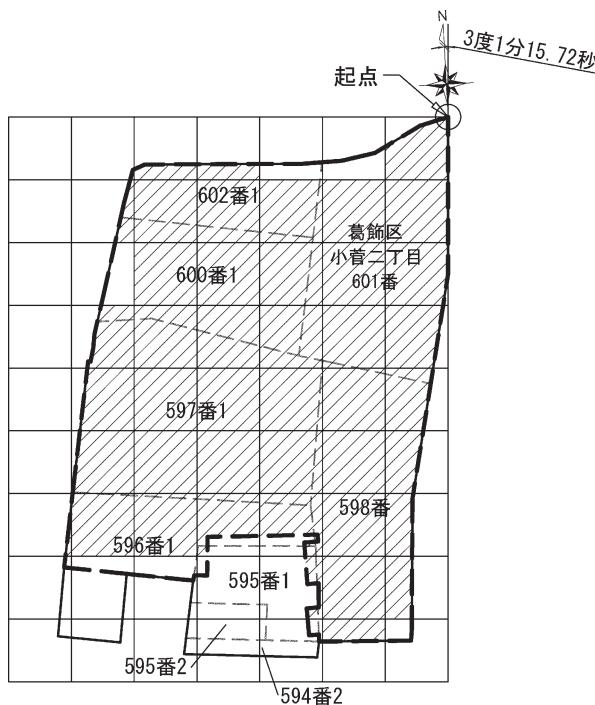
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区小菅二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

## 別図



## 【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

## 【起点】

起点は、次の座標とする。X座標 : -27579.551、Y座標 : -933.914

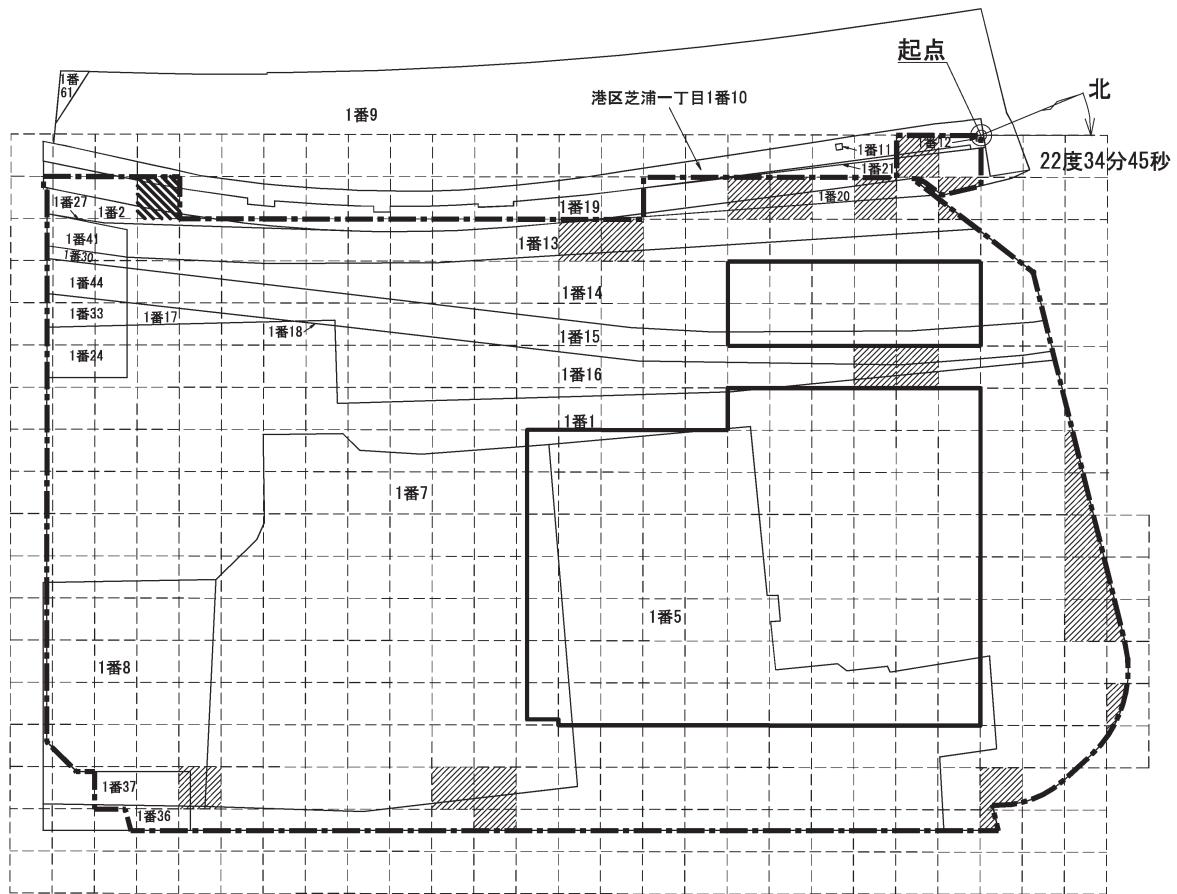
座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

## 【格子の回転角度（3度1分15.72秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 東京都告示第千七十四号
- 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第二項の規定により、令和元年東京都告示第八百七十九号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。
- 令和七年十一月二十七日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目  
地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

## 別図



## 【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- : 事業敷地
- : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
(令和元年東京都告示第879号により指定した区域)

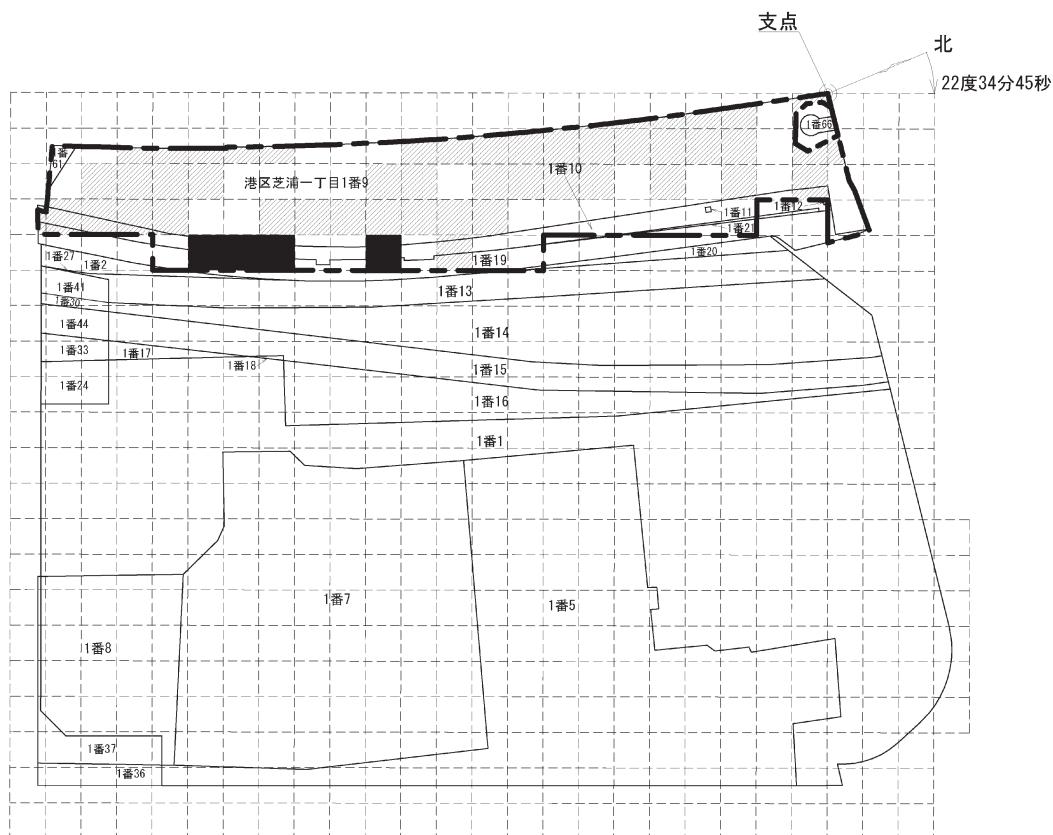
## 【起点】

起点は、座標値 ( $X=-38532.001$   $Y=-6909.003$ ) とする。  
※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

## 【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

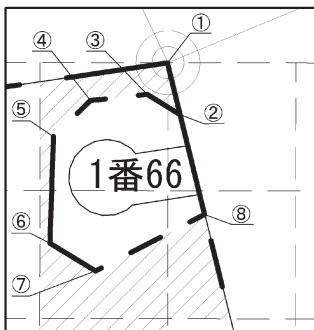
## 別図



| 【凡例】 |   |
|------|---|
| ——   | 単位区画                                    |
| ——   | 筆境界                                     |
| ---  | 調査対象地                                   |
| ■    | 指定を解除する区域                               |
| ▨    | 形質変更時要届出区域<br>(令和2年東京都告示第823号により指定した区域) |

| 【支点】                   |  |
|------------------------|--|
| 支点は、港区芝浦一丁目1番9の最北端とする。 |  |

| 【格子の回転角度(22度34分45秒)】  |  |
|---|--|
| 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。 |  |



|   | X     | Y      | 備考 |
|---|-------|--------|----|
| ① | 0     | 0      | 支点 |
| ② | 4.11  | -0.63  |    |
| ③ | 1.68  | -2.40  |    |
| ④ | 0.42  | -6.68  |    |
| ⑤ | 1.91  | -10.43 |    |
| ⑥ | 9.51  | -13.87 |    |
| ⑦ | 12.88 | -11.41 |    |
| ⑧ | 12.05 | -1.85  |    |

※座標値は、港区芝浦一丁目1番9の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

● 東京都告示第千七十五号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第二項の規定により、令和二年東京都告示第八百二十三号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第

三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和七年十一月二十七日

東京都知事 小池百合子

二 地内  
土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別  
義

# 都道大島循環線 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

既指定区間 延長 一、四二〇・三八メートル  
(電線共同溝予定名称 大島循環・八号)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。

一 路線名 東京都知事 小池百合子  
都道大島循環線

## 二 指定する区間 三 指定の概要

大島町元町字渕の沢七百二十四番一地  
内から同町元町三丁目十二番十地先ま  
で  
別図表示のとおり

● 東京都告示第千七十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図  
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道大島循環線

大島町野増地内

都道  
町道  
指定区間

（電線共同溝予定名称 大島循環・九号）

延長

一、〇六八・八〇メートル

大島町  
野増

都道大島循環線

至 差木地

指定箇所

至 元町

四四二の二四  
四三六の二

四四二の二三  
四三六の五

四四八の二  
四四六の五

四五八の一  
四五六の九  
四五一の〇  
四五一の三  
四五一の二  
六三九の七七八  
六三九の七七七  
六三九の二二七  
六三九の七六七

都道大島循環線  
七六一の四  
七六一の二

六三九の二一九  
六三九の二五五

六三九の二一九  
六三九の二五五

備すべき道路を次のように指定する。

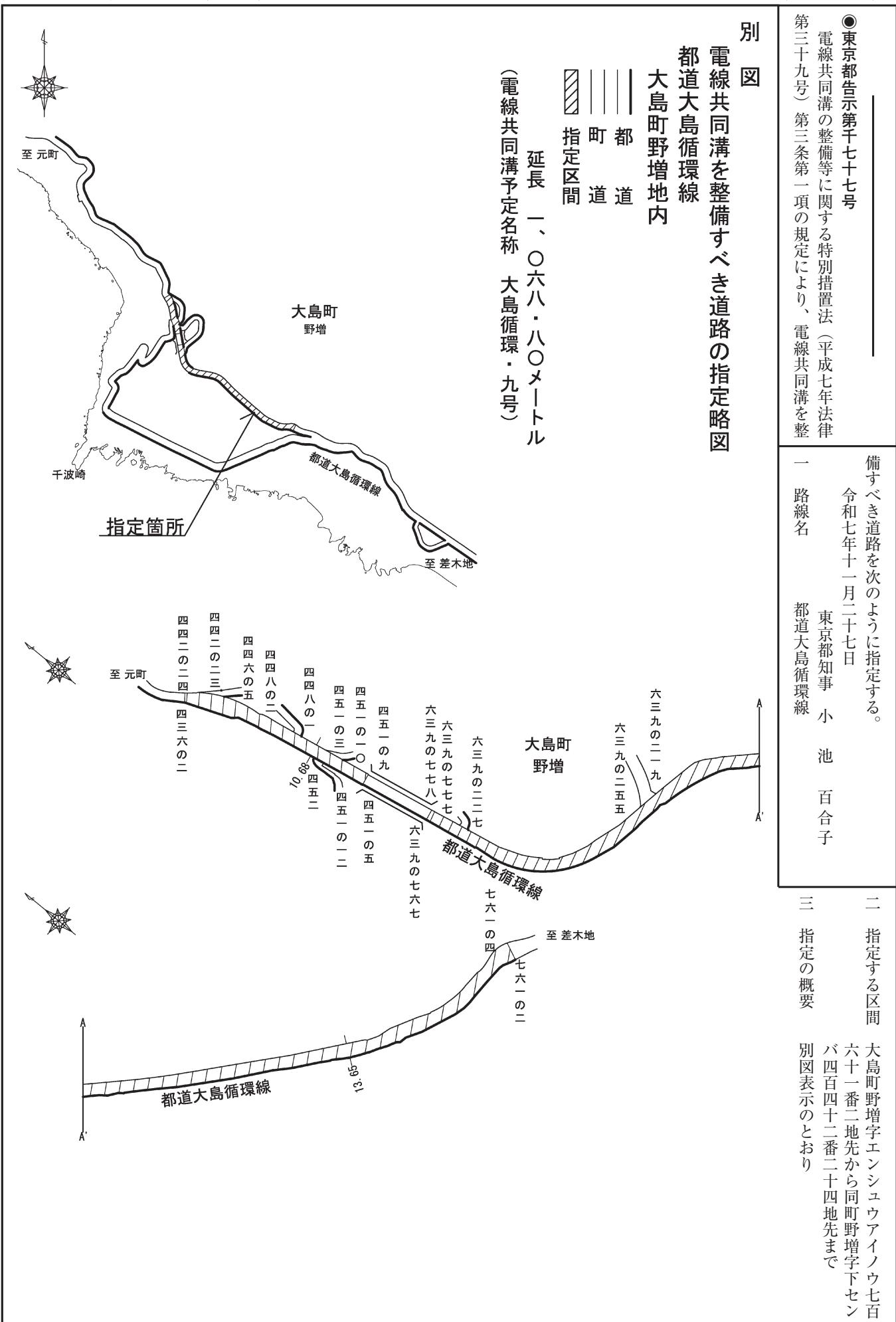
令和七年十一月二十七日

東京都知事 小池百合子

二 指定する区間  
大島町野増字エンシュウアイノウ七百六十一番二地先から同町野増字下センバ四百四十二番二十四地先まで

三 指定の概要  
別図表示のとおり

都道大島循環線  
13.65  
10.85



● 東京都告示第千七十八号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律  
第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
令和七年十一月二十七日  
東京都知事 小池百合子

二 指定する区間 大島町波浮港字御体山百五番一地先か  
ら同町波浮港字垣原六十一番一地先ま  
で 別図表示のとおり

別図 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道大島循環線

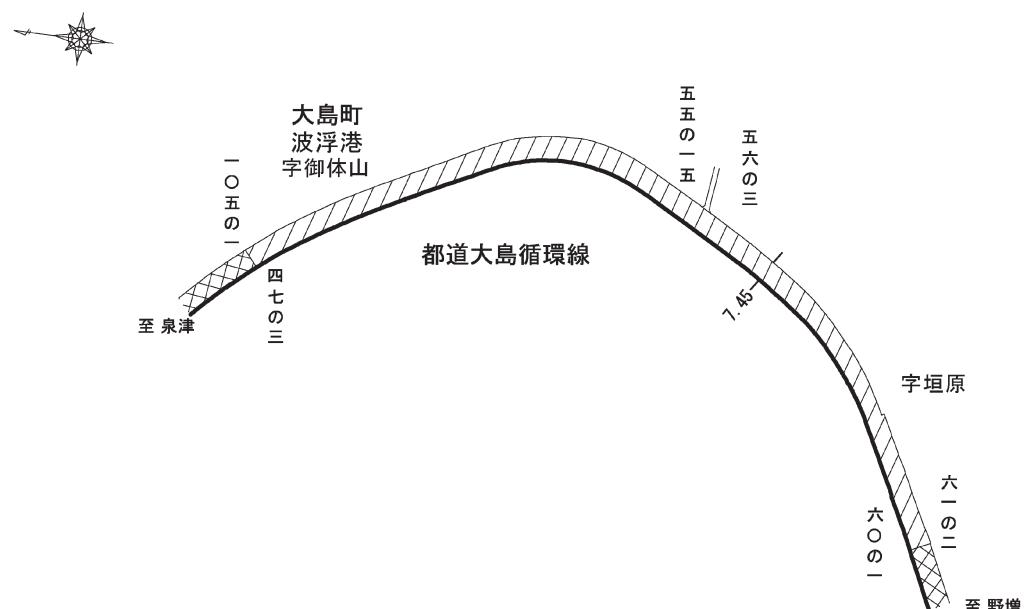
大島町波浮港地内

都道  
町道  
指定区間

延長 五四五・三〇メートル

(電線共同溝予定名称 大島循環・十号)

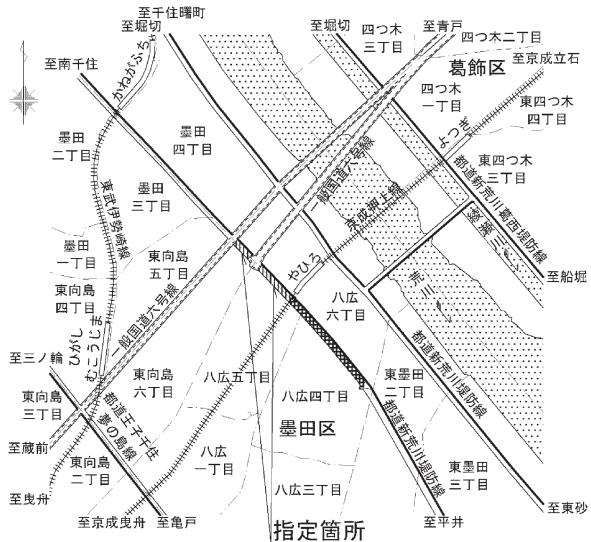
既指定区間



## 別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道新荒川堤防線  
墨田区八広六丁目～八広五丁目

● 東京都告示第千七十九号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整



延長 二七一・九一メートル  
(電線共同溝予定名称 新荒川堤防・七号)

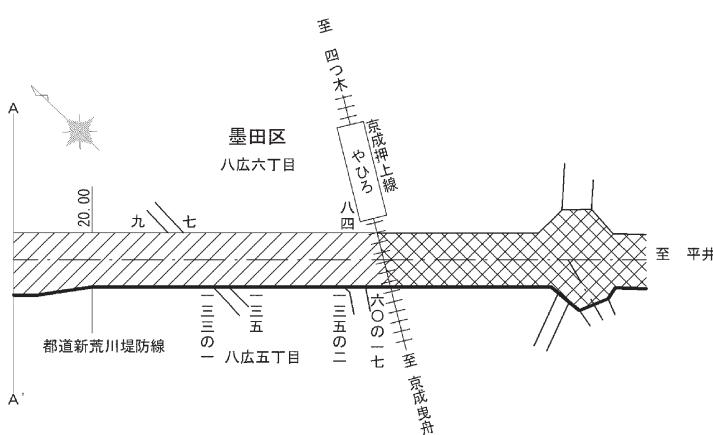
備すべき道路を次のように指定する。

令和七年十一月二十七日

一路線名 東京都知事 小池百合子

二 指定する区間 墨田区八広六丁目四百七十九番一地内から同区八広五丁目六十番十七地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり



# 東京都公報

消防法に基づく命令の公告について  
消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）  
第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第  
3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと  
おり公告する。

3 命令を受ける  
4 命令事項  
5 命令年月日

宮國 惠次  
令和7年11月30日までに、2つの  
防火対象物に自動火災報知設備  
を設置すること。  
令和7年8月21日

|             |  |
|-------------|--|
| 高輪消防署長      | 布施克通   |
| 1 防火対象物の所在地 | 港区高輪二丁目19番20号                                |
| 2 防火対象物の名称  | 財界二世学院ビル                                     |
| 3 命令を受けた者   | 株式会社シーエスリサーク<br>代表取締役社長 小野寺 純毅               |
| 4 命令事項      | 令和8年2月15日までに、2の<br>防火対象物に屋内消火栓設備を<br>設置すること。 |
| 5 命令年月日     | 令和7年9月9日                                     |

## 消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年11月27日

東京消防庁  
三鷹消防署長 持 丸 敏 122

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 一箇月 六六〇〇円  
(郵送料を含む。)  
三〇円 所印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 ○三(三八一二二五二〇一(代)  
郵便番号 163-8001

